

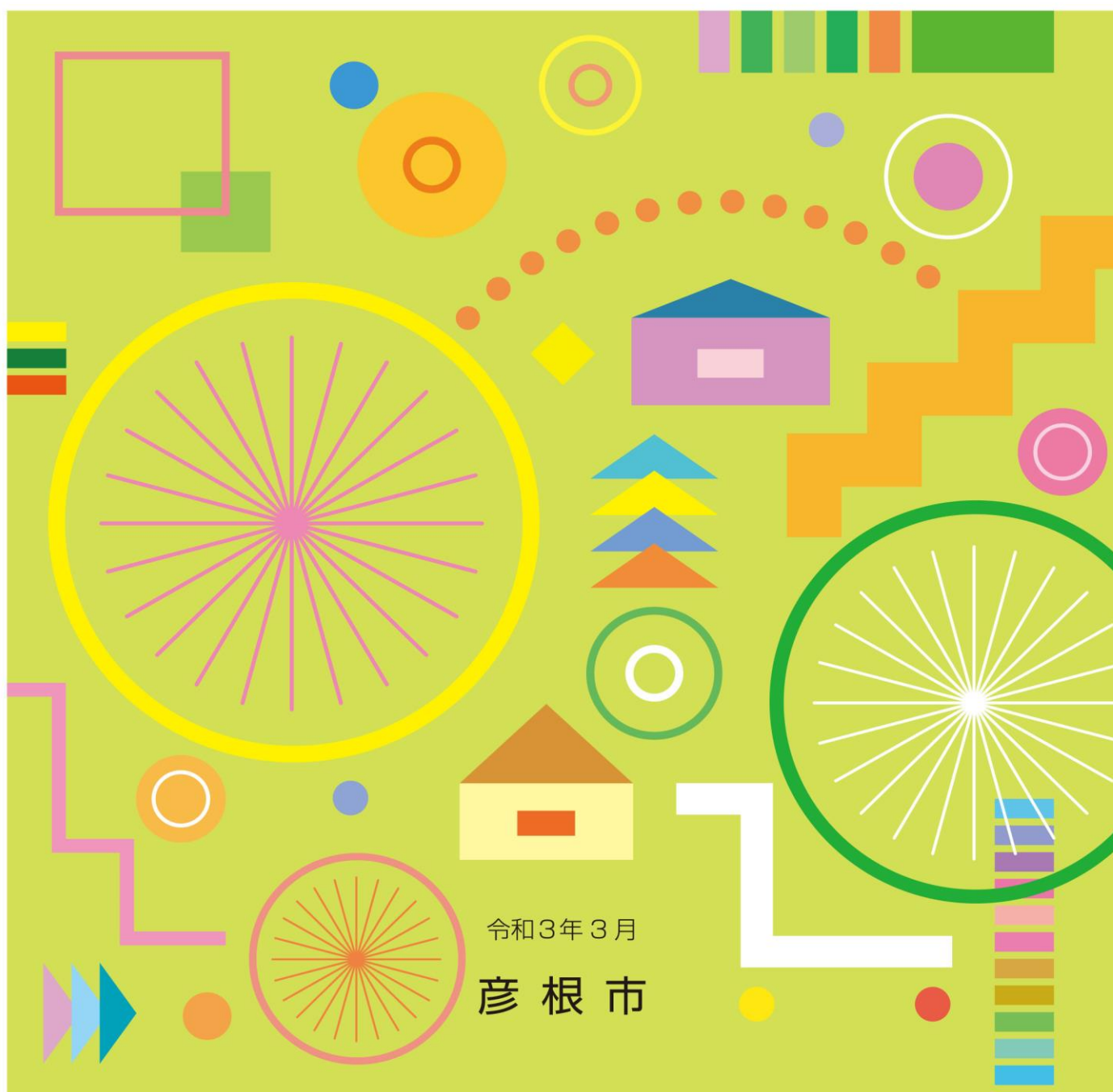
ひこね障害者まちづくりプラン

第4期彦根市障害者計画（中間見直し）

第6期彦根市障害福祉計画

第2期彦根市障害児福祉計画

概要版



令和3年3月

彦根市

1 計画策定の趣旨

本市では、平成30年3月に総称を「ひこね障害者まちづくりプラン」として、「発達障害のある人を支える体制づくり」を新たに主要施策の一つとして加えた「第4期彦根市障害者計画（平成30年度～令和5年度）」、「第5期彦根市障害福祉計画（平成30年度～令和2年度）」、「第1期彦根市障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）」の策定を行い、「みんながともに支えあい安心して暮らせるあたたかいまち 彦根」を基本理念として障害者施策を推進してきました。

令和3年度からは、財産の管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合う成年後見制度の利用促進に関する「彦根市成年後見制度利用促進基本計画」を加え、中間見直しを行った「第4期彦根市障害者計画（平成30年度～令和5年度）」、策定し直した「第6期彦根市障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）」および「第2期彦根市障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」で構成する「ひこね障害者まちづくりプラン」により、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。

2 計画期間・根拠法

本計画は、「彦根市総合計画」に基づく分野別計画に位置付けられるとともに、地域福祉の基本計画である「彦根市地域福祉計画」を踏まえ、本市における障害のある人の保健・福祉に関する基本的な考え方および施策、障害福祉サービスの提供等を示すものです。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
彦根市障害者計画	第3期						第4期					
彦根市障害福祉計画	第3期			第4期			第5期			第6期		
彦根市障害児福祉計画							第1期			第2期		

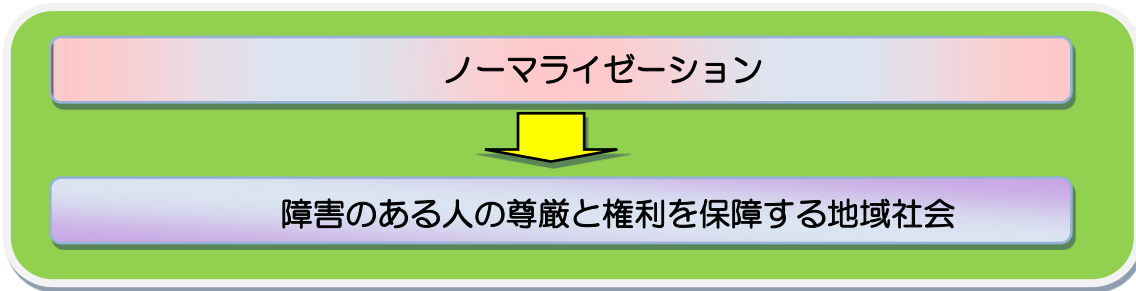
【ひこね障害者まちづくりプラン】

- ・「彦根市障害者計画」：障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」。障害福祉サービスやまちづくりなど、障害者施策全般に関する目標および目標を達成するための方策を定める計画
- ・「彦根市障害福祉計画」：障害者総合支援法に定める障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、見込み量の確保方策を定める計画（障害者総合支援法第88条）
- ・「彦根市障害児福祉計画」：障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定するとともに、障害児通所支援等を提供するための体制の確保を計画的に定める計画（児童福祉法第33条の20および第33条の21）

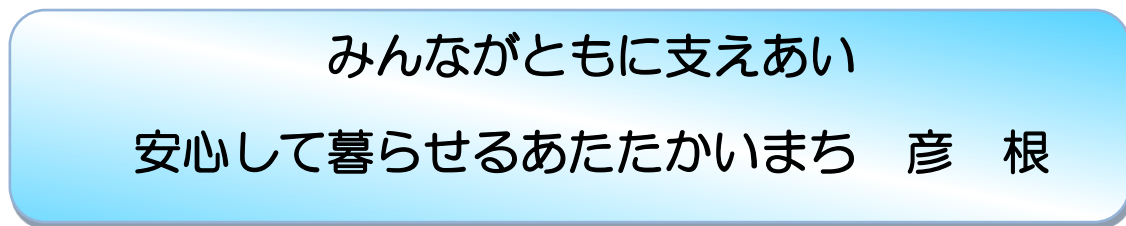
3 計画の基本理念・計画の位置づけ

あらゆる市民が障害の有無に関わらず、教育、保健・医療、福祉、雇用、社会保障、余暇活動等の幅広い分野にわたって平等であり、安心して暮らし、社会参加を果たせるまちをめざします。また、そのために彦根市や障害福祉サービス事業所、市民が連携し、障害のある人一人ひとりを見守り、支援する地域づくりを進めます。

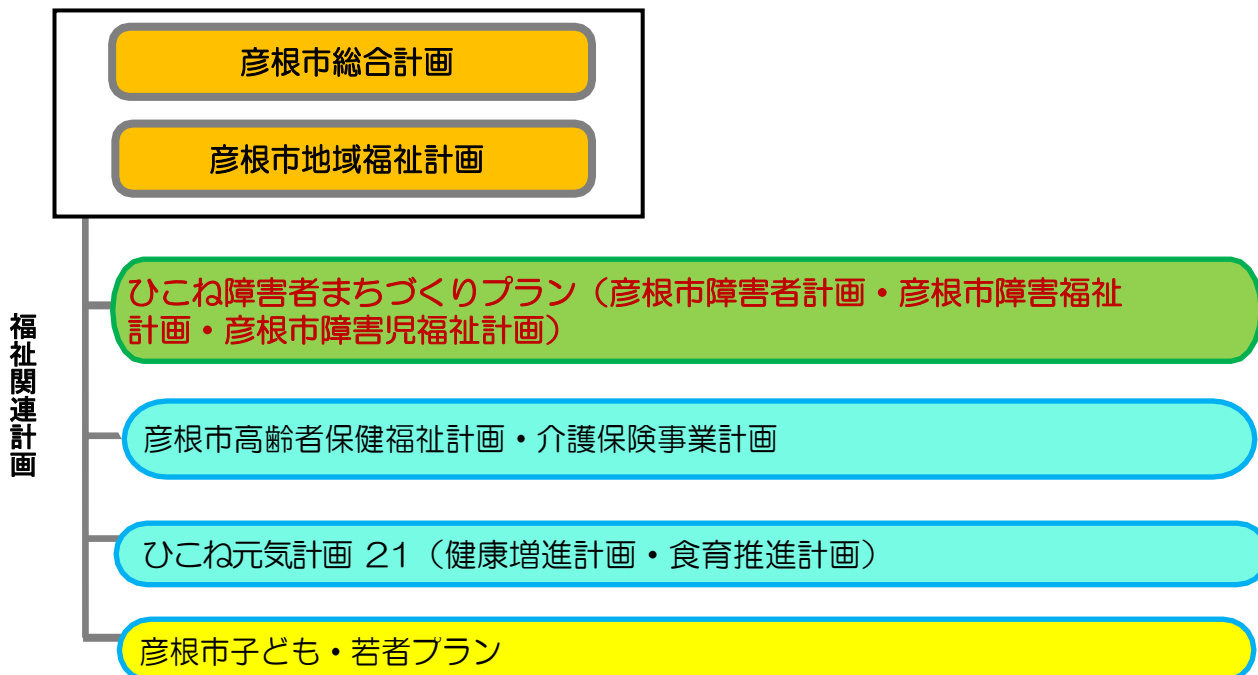
<考え方>



<基本理念>



ひこね障害者まちづくりプランの位置づけ



4 計画の基本方針（抜粋）

次の7つの基本方針を掲げ、これらに沿って具体的な施策を展開します。

I 社会に参加し、いきいき暮らせる地域共生社会づくり

障害のある人が、気兼ねなく意見や思いが伝えられ、生きがいをもってその人らしく暮らせるよう、多様な日中活動や余暇活動を支援します。また、障害特性に合わせた就労が継続できるよう、障害のある人自身の力が発揮できるための支援や職場環境づくりへの支援を進めます。

II 子どもの成長を一貫して見守る支援の仕組みづくり

障害のある子どもが一人ひとりの個性や能力に応じて健やかに成長できるよう、市民のだれもが理解し合い、みんなで育てるまちづくりを進めます。また、療育や保育、教育、福祉、就労等の連携を図り、一貫した支援システムを構築します。

III 発達障害のある人を支える体制づくり

発達障害のある人が、安心してその人らしい生活を送るためにライフステージに応じて、保健・福祉・医療・教育・労働の関係機関の連携による総合的な発達支援の仕組みづくりを進めます。

IV いつまでも安心して暮らせるサービスの提供

障害のある人のさまざまな特性や状況に対応できるサービス基盤の確保と人材の育成に努めます。また、障害福祉サービス事業所と市の連携強化を図ります。

V 成年後見制度利用促進基本計画の推進

精神上的障害により、判断力が不十分な人への支援を進めるため、本計画においても、成年後見制度利用促進計画を掲げ適切な制度利用の促進に努めます。

VI 身近で見守り支える体制づくり

障害のある人の人権を尊重し、その人らしい生活を支援するため、きめ細かな情報提供に努め、身近で相談しやすい窓口の充実を図るとともに、相談が的確で迅速な支援に結びつくよう、相談と支援のネットワークを築きます。

VII 安心・安全の地域づくり

障害のある人が安心して外出できるよう、道路や駅、公共施設等にバリアのないまちづくりを進めるとともに、さまざまな障害に対応した案内や広報に努めます。また、災害時に自力で避難できない人を日頃から見守り、安心・安全なまちづくりを進めます。

I 社会に参加し、いきいき暮らせる地域共生社会づくり

(1) 多様な日中活動や余暇活動への支援

- ①多様な活動機会の確保・障害の状態に対応した日中活動の場/ディサービスセンターを充実させます。
- ②生涯学習の推進・生涯学習の推進・支援体制の充実、共に楽しめる催し等を開催します。
- ③文化・芸術活動への支援・障害のある人の文化・芸術活動の取り組みを支援します。
- ④スポーツ・レクリエーション活動への支援・身近で多様なスポーツ等の参加機会の拡充を図ります。

(2) 就労環境

- ①企業啓発等による雇用の促進・障害のある人の雇用促進に向けた職業実習等の取り組みを推進します。
- ②就労相談・支援体制の充実・働き・暮らしコト支援センターを中心に就労相談・指導に努めます。
- ③経済的自立の支援・健康管理、金銭管理等をはじめとした日常生活における相談・支援を充実させます。

(3) 職業リハビリテーションと福祉的就労環境

- ①職業リハビリテーションの充実・能力開発、職業評価、職業相談、職場定着までの一貫した就労支援に努めます。
- ②福祉的就労環境の充実・生きがいに結びつく作業内容や作業環境の整備に努めます。

II 子どもの成長を一貫して見守る支援の仕組みづくり

(1) 療育・保育

- ①母子保健の充実と障害の早期発見・早期対応の充実・医療機関等との連携強化による支援に努めます。
- ②療育の推進・より効果的な早期療育を行うための障害の早期発見や情報提供、相談体制の整備に努めます。
- ③障害児保育・特別支援教育（就学前）の推進・保育士や教職員の資質の向上に努めます。

(2) 学校教育と進路指導

- ①障害のある子どもへの教育の充実・個別の指導計画に基づく特別支援教育の充実に努めます。
- ②教育相談、就学、進路指導の充実・進学・就労の場の拡大に向け、関係団体、事業所等との連携に努めます。
- ③インクルーシブ教育システムの構築・誰もが共に学び合い、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を築くため、インクルーシブ教育システムの構築を推進します。

(3) 休日・放課後・長期休暇中の支援

- 休日、放課後、長期休暇中の支援・一人ひとりの生活に応じた支援ができるよう、各事業において、指導員の確保やボランティアの育成、活動場所の確保に努めます。

III 発達障害のある人を支える体制づくり

(1) 発達支援システムの構築

- ①早期発見体制の充実・発達障害に関する相談窓口支援につながる早期の相談・支援体制の整備に努めます。
- ②相談・支援体制の充実・発達障害に対する専門的な関わりができるよう研修体系を整理するとともに、支援を行う人の役割や経験に応じ、段階的・継続的に育成します。
- ③普及・啓発の促進・より多くの市民を対象に発達障害について正しい理解の普及、啓発を促進します。

(2) ライフステージ間の途切れのない支援

- 継続支援体制の充実・初期の段階からの相談・支援につながるライフステージに応じた途切れのない発達支援を展開します。

IV いつまでも安心して暮らせるサービスの提供 ●●●●●

(1) 地域生活を支えるサービス

- ①自立支援給付等によるサービス提供・重度障害のある人の利用ニーズに対応しながら実施します。
- ②地域生活支援事業等によるサービスの提供・意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業および訪問入浴サービス事業等を実施します。
- ③家族介護者への支援・介護者の状況に応じて必要な支援が行えるよう制度の充実をめめます。
- ④各種手当等の支給と利用者負担の軽減・制度の充実・改善について国・県に対して要望等に努めます。
- ⑤障害福祉を支える人材の育成・確保・福祉・介護サービスの周知・理解啓発を進めます。

(2) 保健医療

- ①健康増進と中途障害への対応・壮年期や高齢期における生活習慣病の予防や介護予防を充実させます。
- ②医療・リハビリテーションの推進・医療機関や障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所、関係行政機関等の相互連携体制の強化に努めます。
- ③自立支援医療の給付・医療費の助成等・医療費の公費負担制度の充実のため国や県に対し、要望に努めます。
- ④精神保健・医療の提供・医療費の公費負担制度の充実のため国や県に対する要望に努めます。
- ⑤難病に関する施策の推進・医療機関を始め関係機関と連携のもとに必要な支援に努めます。

V 身近で見守り支える体制づくり ●●●●●

(1) 権利擁護

- ①権利擁護の推進・権利擁護の支援対象者の把握、成年後見制度、権利擁護事業の周知に努めます。
- ②意思決定支援の充実・可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援体制の充実をめめます。
- ③意思疎通支援の充実・判断能力が十分でない障害のある人を支援する市民成年後見人の育成に努めます。

(2) 相談支援体制

- ①相談支援の充実・多様化する相談内容に的確な専門的対応ができる相談支援体制整備に努めます。
- ②情報提供の推進・利用できるサービスの種類や内容、利用手続等をわかりやすく提供できるよう努めます。

(3) 市民啓発

- ①人権尊重の推進・すべての住民の人権が尊重されるノーマライゼーションの地域社会をめざします。
- ②啓発・広報活動の推進・精神障害や発達障害及び障害者団体、サービス事業所等の啓発・広報に努めます。
- ③福祉教育・福祉学習の推進・学校教育や社会教育において障害福祉に関する学習機会の充実を図ります。

(4) ボランティアおよび市民活動

- ①地域福祉活動の推進・相談活動がより活発化するよう障害者福祉推進員制度の見直しを検討します。
- ②ボランティア活動の振興・障害のある人を対象とした活動が育成されるよう支援します。
- ③地域交流の推進・障害のある人もない人も地域住民が交流する機会への参加の呼びかけ等周知に努めます。

VI 安心・安全の地域づくり ●●●●●

(1) 福祉のまちづくり

- ①情報環境の充実・多様なコミュニケーション手段の活用を図るなど、情報のバリアフリー化を推進します。
- ②福祉のまちづくりの推進・ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりを進めます。
- ③公共交通の環境整備の推進・障害のある人の移動を支える公共交通のバリアフリー化を促進します。
- ④道路の安全性・快適性の確保・視覚障害者誘導用ブロックの整備等を計画的に進めます。

(2) 防犯・防災

- ①防災対策の推進・災害時要配慮者に特別な配慮を行う福祉避難所の拡充をめざします。
- ②防犯対策の推進・成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の利用ができる体制整備に努めます。

(3) 住環境の整備

- 障害のある人に配慮した住宅の整備・既存の住宅を活用するなど、多様な住まいの確保を図ります。

成年後見制度をご存じですか

成年後見制度利用促進基本計画

認知症や知的障害その他の精神上の障害などの理由により、判断能力が十分ではない人が、可能な限り自らの意思に基づき、財産の管理や医療・介護・福祉等サービスを適切に利用できるよう、地域で支え合うことが大切です。

こうしたことから、財産管理や日常生活での契約を行うときに、不利益を被ったり、悪徳商法の被害者とならないよう支援する仕組みとして、「成年後見制度」があります。

この計画に基づいて、成年後見制度の利用促進を図り、社会全体で支え合う体制を構築することを目指します。



中核機関

彦愛犬権利擁護サポートセンター

彦根市平田町 670 (彦根市福祉センター別館)
TEL 0749-22-2855 FAX 0749-22-2856

高齢者および障害者の権利擁護に関する相談や、専門的支援を行います。
令和3年度(2021年度)から湖東圏域の1市4町で設置・運営をします。

6 成果指標・数値目標

1 施設入所者の地域生活の実現

国が示した基本指針では、福祉施設から地域生活への移行促進の目標として、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行と1.6%以上の入所者数の減少を基本としています。本市では、滋賀県の目標値に沿って第6期計画期間中の成果目標を次のように定めます。

(1) 施設入所者数

【指標】	令和5年度末の施設入所者数	【目標値】	92人
------	---------------	-------	-----

(2) 施設入所者の地域生活への移行者数

【指標】	地域生活移行者数 (令和3年度～令和5年度)	【目標値】	1人
------	---------------------------	-------	----

(3) 県外入所施設から県内入所施設への移行者数

【指標】	県内入所施設への移行者数 (令和3年度～令和5年度)	【目標値】	1人
------	-------------------------------	-------	----

2 精神障害者の地域生活の実現

国が示した基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標として、令和2年度末までに市町村または各圏域ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することとしています。

本市では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを運用するにあたって、成果目標を次のように定めます。

(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催の有無

【指標】	令和5年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の開催の有無	【目標値】	有
------	---------------------------------	-------	---

(2) ひきこもりの精神障害のある人における福祉施設の新規利用者数（本市独自）

【指標】	令和5年度末の福祉施設の新規利用者数	【目標値】	6人
------	--------------------	-------	----

3 地域全体で支える仕組みづくり

地域生活支援拠点等について、基幹相談支援センターや各相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害のある人の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、障害のある人や子どもの地域生活を支援する観点から、障害のある人や子どもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような仕組みを確保しつつ、その機能の充実のため、運用状況を検証および検討を行うことが求められます。

地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討の回数

【指標】	地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討の回数	【目標値】	6回
------	---------------------------	-------	----

4 福祉施設から一般就労の実現

国が示した基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本としています。

また、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用し、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上となることを基本としています。

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

【指標】	令和5年度の一般就労移行者数	【目標値】	15人
------	----------------	-------	-----

(2) 上記(1)のうち、就労移行支援事業の利用者数

【指標】	令和5年度の就労移行支援事業の利用者数	【目標値】	13人
------	---------------------	-------	-----

(3) 上記(1)のうち、就労定着支援事業の利用者数

【指標】	令和5年度の就労定着支援事業の利用者数	【目標値】	11人
------	---------------------	-------	-----

5 発達障害のある子どもの支援の充実

発達障害のある子どもの支援を充実させるために、発達支援センターにおける発達障害に関する相談件数の増加をめざします。

(1) 発達支援センターにおける発達障害に関する相談件数(本市独自)

【指標】	令和5年度の発達支援センターにおける発達障害の実相談件数	【目標値】	666人
------	------------------------------	-------	------

6 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針により、第1期障害児福祉計画の構築が示されたことにより、障害のある子どもの支援提供体制を計画的に確保することをめざします。

(1) 医療的ケアの必要な子どもの夜間支援を行う事業所の確保(本市独自)

【指標】	令和5年度における医療的ケアの必要な子どもの夜間支援を行う事業所数	【目標値】	1箇所
------	-----------------------------------	-------	-----

(2) 医療的ケアの必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【指標】	コーディネーターの配置人数	【目標値】	1人
------	---------------	-------	----

7 サービス見込み量

■訪問系サービス

給付サービス項目	単位	実績			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	実利用者数(人)	329	325	333	343	354	365
	利用時間数(時間)	69,623	72,778	75,006	75,565	77,251	78,939

■日中活動系サービス(年間) 上段:実利用者数(人) 下段:利用日数(年)

給付サービス項目	実績			見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	284	278	278	284	290	296
	55,881	56,228	56,228	57,442	58,655	59,869

自立訓練(機能訓練)	5	2	2	2	2	2
	1,011	133	133	176	176	176
自立訓練(生活訓練)	25	25	25	26	27	28
	3,194	2,734	2,734	2,843	2,953	3,062
宿泊型自立訓練	7	9	9	10	10	10
	1,128	1,668	1,656	1,771	1,771	1,771
就労移行支援	56	63	69	74	78	83
	6,504	6,510	7,490	7,998	8,430	8,971
就労継続支援(A型)	79	75	88	99	111	125
	12,298	13,448	15,546	17,511	19,634	22,110
就労継続支援(B型)	271	277	287	300	314	329
	45,000	48,196	49,368	51,603	54,011	56,591
療養介護	21	22	23	24	25	26
短期入所(福祉型)	68	70	70	72	74	76
	2,445	2,333	2,333	2,400	2,466	2,533
短期入所(医療型)	13	11	11	11	11	11
	361	254	254	286	286	286

■居住系サービス(年間) 実利用者数(人)

給付サービス項目	実績			見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	83	90	92	96	101	106
施設入所支援	89	89	89	90	91	92

■相談支援(年間) 実利用者数(人)

給付サービス項目	実績			見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	787	836	862	891	921	952
地域移行支援	1	3	3	4	5	7
地域定着支援	0	0	0	1	1	1

■自立生活援助(年間) 実利用者数(人)

給付サービス項目	実績			見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	0	7	9	9	9	9

■就労定着支援(年間) 実利用者数(人)

給付サービス項目	実績			見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	4	9	9	9	9	9

■地域生活支援事業

給付サービス項目	単位	実績			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(3)相談支援事業							
①障害者相談支援事業	箇所数(箇所/年)	7	7	7	7	8	8
②基幹相談センター等機能強化事業	設置の有無	有	有	有	有	有	有
③住居入居者支援事業	実施の有無	無	無	無	検討	検討	検討
(4)成年後見制度利用支援事業	実利用者数 (人/年)	3	4	8	5	5	5
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(6)意思疎通支援事業							
①手話通訳者等設置	延利用者数 (人/年)	502	565	565	565	636	716
②要約筆記者等派遣事業	延利用者数 (人/年)	24	41	41	41	46	51
③手話通訳者派遣事業	設置人数 (人/年)	2	2	2	3	3	3
(7)日常生活用具給付事業							
①介護・訓練支援用具	延利用件数(件/年)	5	7	6	6	6	6
②自立生活支援用具	延利用件数(件/年)	24	21	16	16	16	16
③在宅療養等支援用具	延利用件数(件/年)	27	23	18	18	18	18
④情報・意思疎通支援用具	延利用件数(件/年)	41	38	20	22	24	26
⑤排泄管理支援用具	延利用件数(件/年)	2,840	2,644	2,916	3,048	3,185	3,329
⑥居宅生活動作補助用具	延利用件数(件/年)	6	2	6	6	6	6
(8)手話奉仕員養成研修事業	修了者数(人/年)	19	16	無	18	18	18
(9)移動支援事業	実利用人数(人/年)	138	141	141	144	147	150
	延利用時間数 (時間/年)	5,229	5,401	5,401	5,668	5,786	5,904
(10)地域活動支援センター							
①基礎的事業	箇所数(箇所/年)	3	3	3	3	3	3
	実利用人数(人/年)	118	99	99	108	117	127
②機能強化事業	箇所数(箇所/年)	2	2	2	2	2	2

■任意事業

給付サービス項目	単位	実績			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実利用人数 (人/年)	227	219	219	219	219	219
	延利用日数 (人・日/年)	6,469	7,206	10,706	10,816	10,927	11,040
訪問入浴サービス	実利用人数 (人/年)	9	9	11	13	15	17
	延利用日数 (人・日/年)	672	767	787	986	1,137	1,289

■障害児支援サービス

給付サービス項目	単位	実績			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)通所系サービス 児童発達支援	実利用者数(人)	132	115	120	121	123	125
	利用日数(人・日/年)	4,832	4,757	5,266	5,319	5,407	5,495
医療型児童発達支援	実利用者数(人)	1	0	1	1	1	1
	利用日数(人・日/年)	67	0	67	67	67	67
放課後等デイサービス	実利用者数(人)	221	265	282	315	352	394
	利用日数(人・日/年)	27,461	31,983	34,721	38,846	43,409	48,588
(2)訪問系サービス 保育所等訪問支援	実利用者数(人)	2	0	2	4	6	8
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
(3)相談支援 計画相談支援	実利用者数(人)	6	4	3	5	5	5
障害児相談支援	実利用者数(人)	400	430	436	460	485	512

ひこね障害者まちづくりプラン【概要版】

第4期彦根市障害者計画（中間見直し）・第6期彦根市障害福祉計画

・第2期彦根市障害児福祉計画

発行年月：令和3年3月 彦根市

編集：彦根市福祉保健部障害福祉課

〒522-0041 彦根市平田町 670（彦根市福祉センター内）Tel：0749-27-9981 Fax：0749-30-9231

彦根市子ども未来部発達支援センター

〒522-0041 彦根市平田町 597 番地 1 Tel：0749-47-3445 Fax：0749-24-7886